第7回朝来市自治基本条例審議会会議次第

日時:令和5年1月20日(金)午後3時00分から

午後5時00分

場所:場所:朝来市役所本庁西館 201会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 説明、審議
 - ・前回会議のふりかえり
 - ・その他再審議案件等
 - ・ 答申 (案) について
- 4 閉 会

朝来市自治基本条例第6条 第7条 検証報告書

令和4年12月23日 朝来市議会

I 朝来市自治基本条例第6条の検証について

(市議会の役割及び責務)

第6条 市議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される市の意思決定機関であり、<u>適正</u>に市政運営が行われているかを監視する機関としての役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

令和3年度朝来市議会の活動状況 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

1. 朝来市議会には、定期的に開かれる定例会と、必要がある場合に開かれる臨時会があります。いずれも一定期間の会期を定め、その会期中に本会議や委員会を開いて議案の審査などを行います。定例会は3月、6月、9月、12月の年4回開くことになっています。

(表1) 定例会・臨時会開催状況

	開催日程	会 期
第 21 回 臨時会	令和3年 5月20日	1 日間
第 22 回 定例会	令和3年 6月16日 ~ 7月9日	24 日間
第 23 回 定例会	令和3年 8月31日 ~ 9月29日	30 日間
第 1 回 臨時会	令和3年11月 4日	1 日間
第 2 回 定例会	令和3年12月 1日 ~ 27日	27 日間
第 3 回 臨時会	令和4年 1月25日	1日間
第 4 回 定例会	令和4年 3月 2日 ~ 30日	29 日間
	合計	113 日間

朝来市議会会議規則では、会議時間は原則として午前9時から午後5時までと定められています。また効率的な運営をするため、市の休日は休会とすると決められています。 限られた時間の中で審議を尽くすべく、関係部局の職員や関係機関の協力を求め、多く

の会議を行っています。

2. 「本会議」は、議員全員で構成され、議案等が提出された後、質疑、討論、採決などが行われ、市議会の意思を決定する会議です。

「委員会」は、議案などについて詳細な審査を行うために開きます。

朝来市議会は、朝来市議会委員会条例により、常設の委員会として総務常任委員会、 文教民生常任委員会、産業建設常任委員会の3常任委員会と、議会の運営について協議 する議会運営委員会を設置しています。

特別委員会は必要に応じて置くこととされていますが、議会広報特別委員会と予算決算特別委員会は、所掌事務の性質上、恒常的に設置しています。

各委員会では、所管事項について会議を開いて審査・調査を行うほか、協議または調整を行うために委員会協議会を開き、また必要があれば市内外への行政視察を行っています。

全員協議会は、議会の運営や市政上の重要な問題について検討するために、議員全員が集まって開く会議です。

会派代表者会議は、議会内において組織されている各会派の代表者による合議体で、 議会の円滑な運営のための協議の場として設置されています。

そのほか、定例会開催前には、上程案件の概要説明を受けるための議案説明会及び政策説明会を開催しています。

(表2) 本会議・常任委員会・特別委員会等開催状況

会議の名称	回 数	会議の名称	回 数
総務常任委員会	24	議案説明会	4
文教民生常任委員会	16	政策説明会	5
産業建設常任委員会	19	調査研修会	1
議会運営委員会	27	常任委員会協議会	4
議会広報特別委員会	20	全員協議会	3
総合計画審査調査委員会	6	会派代表者会議	8
総合計画審査特別委員会	3	管内視察(H30)	3
予算決算特別委員会	8	管外視察(H30)	6
予算決算特別委員会分科会	31	合計	188 回

※視察については、新型コロナウイルス感染症の影響のない平成30年度の実績。

市議会は、会期中に活動するのが原則ですが、継続審査とされた案件がある場合その他 市の事務について調査の必要がある場合には、閉会中であっても委員会を開き、継続して 審査、調査を行っています。

3. 議案その他議会に上程され審議される案件を付議事件といいます。議会の議決が必要 な案件は法律や条例などに定められています。

付議事件について議会が意思を決定することを議決といいます。議決の種類には、案件の種類に応じて、予算、条例、決議、意見書等の議案についての可決(否決)のほか、決算についての認定(不認定)、人事案件等についての同意(不同意)、専決処分の報告等

についての承認(不承認)、請願についての採択(不採択)などがあります。

(表3) 付議事件の状況

発議	11	議案	88	諮問	3
承認	2	認定	10	同意	6
請願	2	報告	2	議員派遣	3
閉会中調査	4	閉会中審査	2	合計	133 件

付議事件は、最終的には本会議で決定されますが、本会議のみで広範・多岐・専門化している市の事務に係るすべての事件の審議を尽くすことは現実的ではありません。そこで、各委員会が予備審査機関として、専門的、能率的な審査、調査にあたっています。事件の審査、調査が終了すれば、委員会から結果を本会議に報告し、その後、採決を行いますが、特に委員会としての意見を付す場合があり、また、修正が必要な場合には修正案を提出したり、附帯決議を求めたりする場合もあります。いずれも、委員会における詳細かつ効果的な審査の成果であり、充実した市議会活動を支える要素と考えます。

(表4) 審査報告書における意見の状況

委 員 会	件数	備考
総務常任委員会	8	議案修正1
文教民生常任委員会	0	
産業建設常任委員会	1	
予算決算特別委員会	31	附带決議 1
総合計画審査特別委員会	2	
合計	42 件	

議会において、議員が議事の対象となるべき案件を提出することを、発議といいます。

(表5)発議の状況

1	加齢性を含む難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の	6月定例会
	創設を求める意見書の提出について	
2	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充を図るため	6月定例会
	の意見書の提出について	
3	朝来市議会会議規則の一部を改正する規則制定について	9月定例会
4	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源等の充	9月定例会
	実を求める意見書の提出について	
(5)	特別委員会の設置について	11 月臨時会
6	特別委員会の設置について	11 月臨時会

7	令和3年度朝来市一般会計補正予算(第 10 号)についてに	12 月定例会
	関する附帯決議	
8	ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議について	3月定例会
9	議案第 14 号令和 4 年度朝来市一般会計予算に関する附帯	3月定例会
	決議について	
10	朝来市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	3月定例会
11)	朝来市議会の議員和酬及び費用弁償等に関する条例	3月定例会
	の一部を改正する条例制定について	

意見書は、地方自治法に基づき、公益に関する重要な事項について、議会の意思を意 見としてまとめ、国などの関係行政庁に対して提出する文書です。

附帯決議は、議案を議決するにあたって、議会の希望意見として付すものです。

決議とは、意見書と同様に議会の意思を表明するものですが、法的な根拠はなく、議 会の意思を対外的に表明するためにする議決です。

市議会は、議決により市政運営に係る重要な意思決定をすることを始め、行政の公平、 公正かつ効率的な運営を監視するなど、法律に基づく多くの権限を行使し、より良い市政 を進めるために活動しています。

4. 市政についての要望や意見を議会に伝える方法として、請願・陳情があります。議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情といいます。請願をする権利は基本的人権の一つとして憲法上保障されており、本市に対する請願については、地方自治法及び朝来市議会会議規則にその方式や処理の手続きなどが定められています。陳情は、要望等を議会に訴える手段という点では同じですが、明確な法律上の規定はありません。

(表6)請願・陳情の状況

請願	3件	2件を文教民生常任委員会へ付託
		1件を産業建設常任委員会へ付託(後に取下げ)
陳情	11 件	議員へ配布

※市外の住民(団体)からの陳情は、原則として議員へ配布する決まり。

朝来市議会では、提出された請願は、所管常任委員会に審査を付託し、その審査の結果 を本会議に報告し、議会としての採択、不採択の決定をします。陳情については、その内 容が請願に適合する場合には、請願に倣って処理することとしています。

なお、市民の多様な意見を広く収集し議会活動に反映させるため、市役所本庁舎及び 各支所に意見箱を設置し、広聴機能の充実強化を図っています。 5. 一般質問は、定例会において、市長を始めとする執行機関に対して、市政全般について事務の状況などを質問し、説明を求めるものです。

朝来市議会では、会派代表者が行う代表質問と、個々の議員が行う一般質問がありますが、両者で質問の方法に違いはありません。

(表7) 一般質問の状況 (別添資料参照)

	代表質問	個人質問
第 22 回 定例会 (6月)	2	10
第 23 回 定例会 (9月)	0	11
第 2 回 定例会 (12月)	2	14
第 4 回 定例会(3月)	3	12
	7人	47 人

一般質問には、市政をチェックし、政策を提言する役割があります。

6. 市議会は、他市町と構成する一部事務組合の議会にも議員を派遣し、市民の福祉のための広域行政を進めています。

(表8) 公立豊岡病院組合議会

	開催日程	会 期
第2回 定例会	令和3年 7月 8日 ~ 8月11日	35 日間
第3回 臨時会	令和3年11月22日	1 日間
第4回 定例会	令和3年11月30日~12月28日	29 日間
第1回 定例会	令和4年 3月 3日 ~ 28日	26 日間
	合計	91 日間

[※]公立豊岡病院組合の組合議会。本市の議会議員4名、豊岡市の議会議員10名で構成。

(表9) 南但広域行政事務組合議会

	開催日程	会 期
第 155 回 臨時会	令和3年 6月 4日	1 日間
第 156 回 定例会	令和3年 9月17日 ~ 10月 1日	15 日間
第 157 回 臨時会	令和3年11月15日	1 日間
第 158 回 定例会	令和4年2月 4日 ~ 18日	15 日間
第 159 回 臨時会	令和4年3月29日	1 日間
	合計	33 日間

※本市と養父市の広域的共同事務を行う一部事務組合の組合議会。両市の議会議員各6名で構成。

(表 10) 但馬広域行政事務組合議会

	開催日程	会 期
第 58 回 定例会	令和3年8月3日	1 日間
第 59 回 定例会	令和4年2月9日	1 日間
	合計	2 日間

[※]但馬地域3市2町の広域的共同事務を行う一部事務組合の組合議会。各市町の市町長及び議会議長で構成。

(表 11) 兵庫県町議会議員公務災害補償組合

	開催日程	会 期
兵庫県町議会議員公務災害補償組合議会	令和3年10月 5日	1 日間
兵庫県町議会議員公務災害補償組合議会	令和4年 2月14日	1 日間
	合計	2 日間

[※]議会議員の公務災害補償等に関する事務を共同処理する一部事務組合の組合議会。兵庫県内 8 市 12 町の 議会議長で構成。

また、市議会議長会を始め、他の公共団体と構成する各種組織に参加し、共通する諸課題の解決に向けて、協議や情報収集に取り組んでいます。

(表 12) 議長会関係

第 97 回 全国市議会議長会定期総会	令和3年 5月26日	書面決議
第 86 回 近畿市議会議長会定期総会	令和3年 4月16日	書面決議
第 265 回 兵庫県市議会議長会総会	令和3年 4月28日	書面決議
第 266 回 兵庫県市議会議長会総会	令和3年7月21日	書面決議
第 267 回 兵庫県市議会議長会総会	令和4年 2月 8日	書面決議
第 258 回 播但市議会議長会	令和3年 4月22日	書面決議
第 259 回 播但市議会議長会	令和3年11月24日	書面決議
第 260 回 播但市議会議長会	令和4年 1月31日	書面決議
全国過疎地域連盟兵庫県支部総会	令和3年7月21日	神戸市
全国過疎地域連盟 第 52 回 定期総会	令和3年11月15日	東京都

さらに市議会は、監査委員1名、都市計画審議会委員4名を選任し、市民目線で実効性のある監査、都市計画に関する事項の調査審議にあたっています。

7. 以上のほか、朝来市議会では、市民に開かれた議会、信頼される議会を目指し、様々な会議を開催しています。

朝来市議会は、議会モニター制度を採用しています。議会モニター意見交換会は、市議会の運営や市政に関し、議会モニターから意見を聴取するために開催するものです。

議会報告会は、朝来市議会基本条例に基づき、議会活動について市民と議員が自由に 意見及び情報を交換する場として開催するものです。

朝来市議会では、次世代を担う高校生に、市議会への理解と関心を高めてもらうために、高校生議会を開催しています。

そのほか、朝来市議会基本条例に基づき、議員としての視野を広げ、見識を深めることを目的に、調査研修会を実施し、議員の資質向上と議会機能の充実強化を図っています。 但馬3市議会合同セミナーも、この一環で、毎年開催しています。

(表 13) その他会議開催の状況

会議の名称	開催日	演題、内容等
議会モニター意見交換会	4/12	議会モニターと正副議長、議運正副委員長、広報特
		別委員会正副委員長との意見交
		換会を実施
議会報告会	5/21	各委員会の所管事務調査についての報告
	~27	をケーブルテレビで放映
議会カフェ	6/3	和田山高校において議会、委員会の仕組み
		を学ぶ「議会カフェ」を実施
高校生議会事前学習会	7/12	生野高校において高校生議会の事前学習
		会を実施
第1回高校生議会	8/5	高校生議員による一般質問を実施
但馬3市議会合同政策形	1/18	「議会改革のネクスト・ステップ(次の一
成支援セミナー		手)」と題した講演会を実施

8. 朝来市議会では議会広報紙「議会だより」を年4回発行し、議会活動の情報公開に努めています。なお、令和3年度は議員の改選に係る臨時号発行のため、5回の発行となっています。

(表 14) 「議会だより | 発行状況 (毎号 13,200 部・全戸配布ほか)

	発行日	ページ	内容
第 76 号	令和3年5月7日	16	予算審議・議案審議等
第 77 号	令和3年9月3日	18	高校生議会・議案審議等
第 78 号	令和3年11月5日	18	決算認定・決算審査意見等
第 79 号	令和3年12月3日	8	議長、副議長あいさつ・委員会構成・
(臨時号)			新議員紹介等
第 80 号	令和4年2月4日	14	議案審議・補正予算等

その他、市議会ホームページを制作・公開し、市議会に関する情報を網羅的に提供するほか、本会議のケーブルテレビ生中継、本会議・委員会のインターネットによる映像配信など、多様な手段を活用した広報活動に努めています。

9. まとめ

朝来市自治基本条例第6条は、市議会に、市政運営に対する監視機関としての役割を 果たすこと、議会機能の充実強化に努めることを求めています。

朝来市議会は、年4回(3月・6月・9月・12月)の定例会及び緊急時の臨時会での 議案審議を始め、定例会での一般質問のほか、これらの会期内外での常任委員会や特別 委員会の審査や調査の活動を通し、議事機関(朝来市議会基本条例)としての責任を果 たすことで、行政監視機能が発揮されると考えています。

ここで、議会が議事機関であることの意味は、議決機関であると同時に合議制機関であることです。それゆえ、議会には、議案審議等に関して、議員相互の討議により合意形成を図ることが求められています(朝来市議会基本条例)。この要求に十分応えるために、従来の議会運営における、市長始め執行機関への質問あるいは賛成・反対の意思表示が中心になりがちであった議論を、議員相互の討議をさらに重視する議論へ、議会運営のあり方を変えていく必要があると考えています。

多くの議案を処理する必要から審議の効率性が求められる中で、討議の充実は難しい 課題ですが、今後、朝来市議会基本条例を検証するに際し、議会機能の強化に向けて検 討していきたいと考えます。

以上

Ⅱ 朝来市自治基本条例第7条の検証について

(議員の責務)

第7条 議員は、 $\overline{\text{nE}}$ の信託に応え、自己の研さんに努めるとともに、 $\overline{\text{iii}}$ 実に職務を遂行しなければならない。

朝来市自治基本条例第7条は、議員が、市民から信託を受けた者として、自己研さんに 努め、高い倫理観を持って誠実に職務を行う責務を負っている旨を規定しています。

これに関連して、議会基本条例が、議員の責務と活動原則について定め、また議会議員 倫理条例が、議員の遵守すべき政治倫理の基準を定めています。

(議員の責務と活動原則)

朝来市議会基本条例 第3条 議員は、次に掲げる原則により活動を行わなければならない。

- (1) 個別的事案を含め市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (2) 市民の意見を的確に把握するとともに、政策立案及び政策提言能力の向上のため、不断の研さん及び調査研究に努め、市民の代表として誠実に職務を遂行すること。
- (3) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の討議を尊重し、推進すること。
- (4) 朝来市議会議員倫理条例(平成17年朝来市条例第253号)を遵守すること。

(政治倫理基準)

朝来市議会議員倫理条例 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理の基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を行わず、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 常に市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市が行う請負契約及び委託契約並びに一般物品納入契約に関し、特定業者の推薦、照会、介入をしないこと。
- (4) 公正な人事を期すため、市職員採用について推薦、紹介をしないこと。
- (5) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)を遵守して、政治活動に関し企業、団体等から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。

このことに関し、全議員に自己評価を求めるアンケート調査を実施し、朝来市自治基本条例第7条の趣旨に沿った取組みが適切に行われているか、成果や課題が的確に把握されているかを確認しました。本条は、議員の本質的な役割と責務を規定するもので、引き続きこれを遵守し、議員活動を行っていく必要があります。

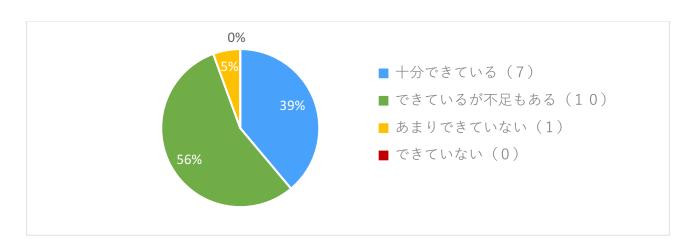
自己評価の考え方は次の表のとおりとしています。

自己採点	評価	
100 点満点で 80 点以上	「十分できている」	
100 点満点で 60 点以上 80 点未満	「できているが不足もある」	
100 点満点で 30 点以上 60 点未満	「あまりできていない」	
100 点満点で 30 点未満	「できていない」	

議員アンケートの結果 (アンケート実施期間:令和4年11月1日~11月26日)

1. 市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(視点) 一部の個人・団体・地域の意向に捉われず、市民全体のことを考え活動しているか。活動を通じて多様な市民意見の把握に努めているか。



評価の理由 (順序不同)

- ■十分できている
- ◎多くの住民と会談し、意見の把握に努めている。また、研修等にも参加し知識を高めている。
- ◎努めている。
- ◎特定の意見だけでなく、様々な意見を聞き、総合的に捉えて判断材料とし、活動している。
- ◎全市の発展のことしか殆ど考えていないから。
- ◎ひきこもり対策、生活困窮者対策等、議員にできる範囲で努力しています。
- ◎会派の活動で積極的に行っている。又、個人的にも市民意見の把握に努めている。
- ◎私の議員活動の中心は、所属している会派の活動にあります。本会派では、各会員議員が把握した情報を持ち寄り、課題解決に向けた対応について意見を交換し、協議により意思統一を図ります。その過程で主観による偏りが修正され、客観性を担保した意見集約が可能となっています。また、多様な意見を政策に反映するために、様々な立場の市民の方々との意見交換会を行なって

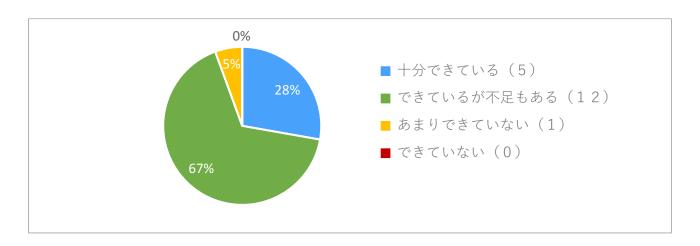
います。

■できているが不足もある

- ◎日々の議員活動の中で、地元住民だけでなく市内各地域の多くの市民の方の意見を伺っている。 しかしながら、意向に捉われていることはないものの、特定の者からの意見を聞く機会が多い傾向にある。
- ◎出来るだけ市民の声を聴くことを心がけているが、十分はないと思う。
- ◎まだまだ朝来市民の声を充分に受け止められていないから。
- ◎もっとできること、やりたいことはあるが、時間的にも体力的にも限界はある。また、選挙で選ばれている以上、一部の個人、団体、地域の意向に全てではないにしろ、ある程度捉われるのは 仕方がないのではないか。私自身は比較的市民全体のことを考えて活動している自負はある。
- ◎気を付けているつもりではあるが、どうしても地元の意見を聴く機会が多くなり、地域性の偏りが起こる可能性がある。
- ◎会派活動としては意見交換等を行っているが、議会としては広聴機能が弱い
- ◎市民の声を反映するように努めているが、まだ足りないと思う。
- ◎議員は市全体の奉仕者である一方で、特定の地域や属性を代表する存在であるべきなので、この 視点に捉われすぎない方が良いのではないか?議員 18 人の総体としてバランスが取れていれば 良いのでは。議会においては各自はそれぞれの立場で主張をすればよいが、その中でしっかり討 論をすれば、自然と最終的にはバランスが取れる形になるのではないだろうか。
- ◎把握に努めているがまだまだ把握する必要があると思うため
- ◎どうしても、近く、地域のイメージで活動していることが多く、市民全体とはなっていないと感じる

あまりできていない

◎市民全体の立場から評価し、行動するように心がけてはいる。また市民の多様な意見を把握する 努力はしているが、この点は本当に不十分であると反省している。市民との対話が全然足りない。 色々と工夫し、改善したい。 2. 不断の研さん及び調査研究に努め、市民の代表として誠実に職務を遂行すること。 (視点)市民の代表として相応しい活動を行うための自己研鑽、充実した調査研究を行っ ているか。



評価の理由 (順序不同)

- ■十分できている
- ◎会派活動が中心となるが、担当課との勉強会等を実施している。
- ◎限界まで研鑽に努めているから。
- ◎市民の福祉の最大化を目指し、常に可能な限り多くの情報を収集し、多角的視点からの施策の検討、立案に努めています。
- ◎アカデミーは年3回参加、全国多くの自治体を訪れ調査研究に努めている。
- ◎研究を行っている。

■できているが不足もある

- ◎調査研究の為には、ネットだけでは不十分と感じている.図書館をよく利用するが、専門的になる。
- ◎一般質問等、積極的に行っているが、まだまだやれることはある。
- ◎会派の活動を含め努めてはいるが、まだ足りてないことがあることも自認している。
- ◎設問 5 にて回答している研修会や視察の他、有識者・有資格者への聞き取りや書籍の精読を通じて自己研鑽・調査研究に努めているが、まだまだ分野による得手、不得手の差があると感じている。
- ◎研鑽に努めているが、まだ充分にできているとは思わない。
- ◎「充実した調査研究」を行うため、より良い方法を模索中である。
- ◎やっているが、自分自身では不十分で勉強不足を感じている
- ◎もっとやりたいこと、やれることはあると思っている。向上心を持って努めている。
- ◎色々な面で、まだまだ勉強不足と感じる。
- ◎十分とは言い難い
- ◎様々な課題、ご意見を認識し活動しているが、全ての分野で十分とはいえない部分がある。
- ◎文章的に、「普段の研鑽および調査研究に努め」ということと、「市民の代表として誠実に職務を

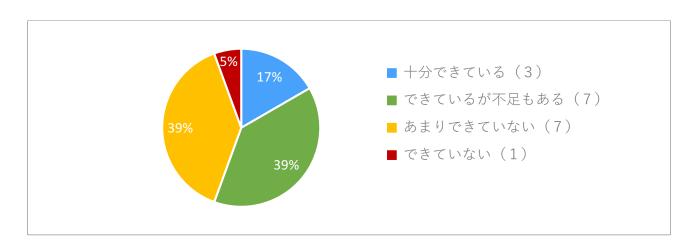
執行する」ことの結びつきがいまいち不明瞭だと感じる。

■あまりできていない

◎議会活動を除いた大半の時間を、調査研究や、自己研鑽に費やしてはいるが、その成果は市民の代表として十分か、あいふさわしいかと問われれば、はいとは言えない。恥ずかしい限りである。多くのことに余りにも無知であり、知識が足りない。特に法的知識が不十分である。また 400 に及ぶ市の事務事業についても、あまりにも膨大であり、今だ浅い知識と理解しかなく、しっかりとした調査や審査が出来ていないことは、市民に申し訳なく思っている。

3. 議員相互の討議を尊重し、推進すること。

(視点)議員同士の十分な議論により、争点・論点を明確にした上で、少数意見にも配慮 しつつ、意見集約・合意形成に努めているか。



評価の理由(順序不同)

- ■十分できている
- ◎皆さんの意見等、尊重している
- ◎努めている。
- ◎私自身はそのように努めている。

■できているが不足もある

- ◎時間の関係もあり、十分時間をかけて議員間の討議をしたとは言えない部分もある。
- ◎会派内では論点整理に努めているが、委員会では不十分とかんじている。
- ◎バランス感覚は持っていると思う。常任委員会や会派の合意形成に努力している。
- ◎努めているが充分ではない。
- ◎改選により議員の討論が減少したため争点が曖昧になっている。
- ◎自身の意見について明確に示す事が出来るよう、鋭意、努力中である。
- ◎会派のメンバーでは定期的に論議する機会も多く、それなりに達成できていると感じている。一方で全議員対象となると意見集約・合意形成共に難しい面もある。

あまりできていない

- ◎争点が分かれるような議案がない。
- ◎委員会では意見交換を通じて論点整理に努めているが、委員会も含めて、審議の現状は、議案についての担当課に対する質疑を中心とするものになっており、討議はあまり活発ではない。
- ◎議員それぞれの意見を十分議論出来ているとは思えない。
- ◎意見交換が十分にできていないと思う。
- ◎当市が行なっている単なる意見交換ではなく、知見に基づく論点の整理と議員間討議が必要だから。
- ◎委員会や会派内において、少数意見も蔑ろにせず意見集約・合意形成に努めているが、議員間討議については今以上に活発に行う余地があると感じる。
- ◎少数意見も尊重してるが、集約や合意形成までに至っていないと感じている

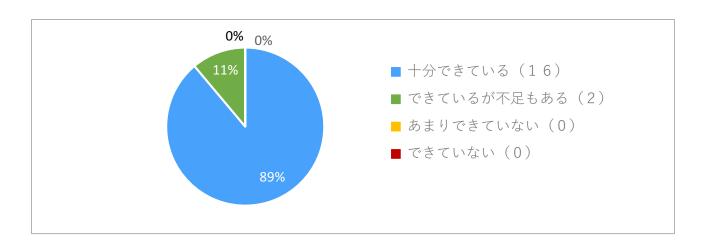
■できていない

◎争点や論点があってもなかなか深い討議には至らない。意見交換は主に当局との間でなされており、議員同士での討議は不活発である。討議は会派内に留まる場合が多い。尊重したくても常任委員会での意見交換などに限定されることが多く、幅広い意見交換などの機会は少ない。どちらかと言えば議会内に、討論や意見交換などの機会をなるべく避けている印象がある。

4. 朝来市議会議員倫理条例 (平成 17 年朝来市条例第 253 号) が定める政治倫理基準(※1) を遵守すること。

(視点) ※1

- ① 市民全体の代表として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を行わず、 その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- ② 常に市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- ③ 市が行う請負契約及び委託契約並びに一般物品納入契約に関し、特定業者の推薦、照会、介入をしないこと。
- ④ 公正な人事を期すため、市職員採用について推薦、紹介をしないこと。
- ⑤ 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)を遵守して、政治活動に関し企業、団体等から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。



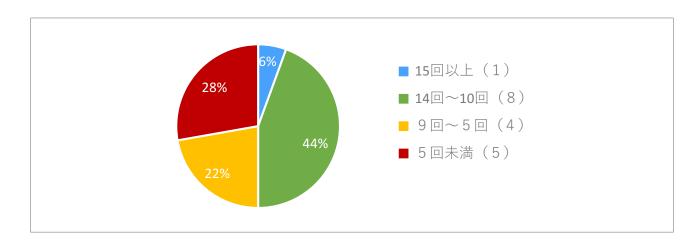
評価の理由(順序不同)

- ■十分できている
- ◎倫理基準は遵守している。
- ◎日頃から徹底して厳守している。
- ◎市議会議員として倫理条例を遵守することは当然のことと考える。
- ◎政治倫理の徹底に努めているから。
- ◎日頃からこのことに関しては十分に注意している。
- ◎遵守しています。
- ◎①~⑤はもちろんのこと、居住区の副区長就任依頼や当局からの運営補助(助成)・委託が予想される市内法人からの理事・役員就任依頼も断っている。
- ◎十分できているから。
- ◎倫理条例に抵触する行為はしていない。
- ◎遵守できている
- ◎遵守している

- ◎充分に注意している。
- ◎できている
- ◎倫理条例に抵触するような行為は、断じて行っていない。
- ◎守っている。
- ◎融通がきかないくらい硬い対応をしています。

■できているが不足もある

- ◎気持ち的に、忖度という部分で払拭できていない
- ◎倫理条例をしっかり守ることは当然のこととして対処している。しかし人格と倫理の向上に努めてはいるものの、不十分であり、倍の努力が必要であると自覚している。
- 5. 直近1年間における行政視察・研修会等への参加の回数。 (視点)議会や委員会、会派が主催するものを含み、オンラインによるものも含む。



主な内容(順序不同)

■15 回以上

◎会派視察 4 回 会派研修会 3 回 委員会視察 4 回 個人視察 5 回。個人視察(西脇市、丹波市(デマンドタクシー)、養父市(処分場)、東京都(老人福祉)、朝来市処分場)

■14 回~10 回

- ◎但馬3市議会合同政策形成セミナー、近畿市議長会議長会研修会、地方行政課題研修会、朝来市議会議員研修会(オンライン)、朝来市議会各委員会管内・管外視察、各種法人等の実施する研修会、会派研修会(オンライン)、いち議員としての市内・市外視察 他
- ◎内閣府、厚生労働省での国制度の研修会をはじめ草加市、三郷市、川越市等それぞれ政策の先進地で視察研修を行ったり、デジタル化の為の専門家によるリモートによる研修をおこなったり、そのほかにも但馬の医療を考える研修会に参加したり機会をとらえ積極的におこなっている。
- ◎会派視察、研修会。委員会視察、研修会。議員研修会。個人での研修会参加等。
- ◎給食センター、小水力発電管内視察。自治体 DX オンライン講習。会派視察等

- ◎委員会視察2回、研修会10回
- ◎学校給食、自治体 DX、デジタル田園都市国家構想、重層的支援体制整備、自主防災組織、リノベーションまちづくり、観光振興、水道インフラ老朽化対策、小水力発電、地域包括ケア、産前産後ケア、その他
- ◎委員会で4回、会派で7回、個人で3回。
- ◎会派、委員会の研修のほか、市町村アカデミー、日本自治創造学会など、自治体の抱えている、 子育て・デジタル化・交通施策・国の制度等の課題研修が多い。

9 回~5 回

- ◎会派研修·委員会研修等
- ◎視点に記載のあるものは、全部参加、出席しているが、コロナ禍で回数は、減少している。設問 に研修会等への参加となっているが、等を拡大解釈すると相当な回数となる。
- ◎・常任委員会視察・広報特別委員会によるオンライン視察・3市合同議員セミナー・新人議員研修・会派勉強会
- ◎全国市町村国際文化研修所主催「ヤングケアラー ~介護を担う子供たち~」成蹊大学 渋谷智子 教授によるオンラインセミナー

■5 回未満

- ◎事実だから。
- ◎相生市の定住・子育て支援事業、赤穂市のひきこもり対策事業など。
- ◎コロナ禍の影響で十分とはいえない。
- ◎行政視察、会派視察
- ◎オンライン視察
- 6. その他、自己の議員活動についての自由記述。

(順序不同)

- ◎なし
- ◎会派制なので仕方のないことですが、政務活動費に関して会派分と議員個人分のふた通りあれば、より充実した調査研究ができるように感じます。
- ◎自分なりには、努力しているが、市民の眼にどのように映っているかはよくわかりません。良識ある議会活動に今後とも努めます。
- ◎議員は市民の代表であり、支持者の利益を代弁する者ではありません。議員の活動は、常に、市 民全体の福祉の向上を唯一の動機とするものでなければならないと考えています。そして最終的 には、議会が行政監視及び政策形成の機能を働かせることに役立つものとなるよう努めています。
- ◎市民の方から様々な意見、要望が寄せられるがその都度丁寧に対応することを心がけている。
- ◎百聞は一見にしかずの気持ちで行動することに心がけている。
- ◎現在は会派(朝来市創生の会)の先輩議員に指導や助言を受けながら、議会改革や政策提言等充実 した議員活動を行なっています。

- ◎・地方議員政策セミナー・研修会に出席 ・市内活動団体との情報交換・懇話会に参加 ・所属 政党による議員学習会に出席 ・国会議員による国政報告会・講演会・セミナーに出席 ・自身 の「議員ニュース」を発行
- ◎広報・傾聴を幅広く行いたい
- ◎議員は、市民生活や地域活動、農業、商工業などの現場のリアルを知ることが大切である。当然、 その現場経験や実践は、知識や情報を得る上で大変重要と考える。それら現場を知らず、現実か ら遊離した思い込みに基づく偏った情報や誤った知識を議会に持ち込むことこそ、戒めなければ ならない。

私はあくまで、朝来市民の未来のために、朝来市がより市民にとって幸せを実感できる町になるために役立ちたいと思っている。朝来市を良い町にしたい、子どもたちみんなが幸せに成長できる町にしたい、そのためにできることをしっかりと着実に継続し、現実を変える実践者でありたい。それが私の議員としての役割であると考えている。

- ◎1、日頃から地域を歩き、住民から様々な意見を聞き取っている。それらのうち、実現可能なものは速やかに取り組み、課題があるものについては研究を続けている。
 - 2、定例会終了後、毎回、自分の議会報告紙を町内全戸配布し、自分の考えを伝えると共に、それに対する住民の意見も伺い、課題解決に向け取り組んでいる。
 - 3、町内の様々な行事・イベントに積極的に参加すると同時に、スタッフとしても地域貢献に取り組んでいる。
 - 4、zoom 等を活用して様々な行政・議会に関するセミナーに参加し、自己研鑽に取り組んでいる。
 - 5、長年の経験から得た人脈を通じて、先進的議会の取り組みについて学んでいる。
 - 6、日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」議員連盟を設立。沿線6市町の議員と連携し、地域の発展 に取り組んでいる。
- ◎特になし
- ◎「小さな声を聴く」ことをモットーにして住み良いまちを目指して活動している。
- ◎8年ぶりに議員に復帰して1年が経ちました。この一年は8年の情報ブランクを埋める努力が大半でした。個人的な議会報告は季刊あさご新聞の発行(12000部)でおこなっています。しかし文字数が足りず不十分であると認識しています。改善策を模索しています。私の議員活動がどうあることが、市民にとって、また行政にとって最も役に立つのか、いつも考えています。難しい問題です。肝心な事は、議会を市民にとって役に立つ議会、市民の利益をしっかり守る議会に作り変える事なので、そのための私の立ち位置が難しいと感じています。私個人の存在証明だけなら簡単なのですが。個人的には、どんな問題であれ、他の全ての議員と対立することがあっても、臆する事はありません。市民の利益に反する事であれば尚更です。しかし今までは多くの局面で妥協してきています。議会を変えるには少しずつ進むしかないかなと思うからです。

つまり、朝来市議会の評価について、多くの議員と考えが違います。今の議会はコストの割には 余り市民の役には立っていない、市民の利益を断固としては守っていないと私は考えています。 つまりは市民の利益のためには、議会を変える必要があると考えています。

議会を改革するための必要条件は、議員の多くが改革が必要であると自己認識することです。1 人や2人がいくらいきりたったとしても改革はできません。つまり時間がかかるという事です。 焦らずに認識が変わっていくのを待つしかありません。もちろん私自身の不断の自己改革は第一 の優先事項、義務と考えています。本当に日々、反省したり、気付いたりする事はたくさんあります。

私の議員活動のもう一つの役割は、行政の施策の改善であり、これが主な仕事であると認識しています。そしてそのために議員復帰したのですから、これに全力を尽くしたいと思っていますが、ゆっくり進めるしかありません。なにしろ微力ですから。この点では多くの同志が欲しい。行政の施策が良くなれば、どんなに楽しいだろう。どんなに税金が生きるだろう。今は死に金が多すぎると考える。花だけ咲かせて実がならない。実が肝心なのだが。

私のこれからの議員活動の中心は、調査活動と市民との対話だと考えています。調査なくして発言権無しです。調査、調査、調査です。そして分析、分析、分析です。しっかりとした科学的根拠や、データ分析に基づいて発言し、提言し、行動したいと考えています。

議員が変われば、議会は自ずと変わる。議会が変われば、行政の施策が変わる。施策が変われば 社会が変わる。うんとよくなる。市民が喜ぶ。市民の喜ぶ顔を見て、はじめて議員の仕事をした と知る。税金の使い方に貪欲であれ。千円を百円に使う下策があるなら、百円を千円に使う上策 があるはずだ。調査し、研究し、発見せよだ。これが私の方法論です。

- ◎紙媒体での活動報告、SNS による情報発信、公民館単位での報告会の開催
- ◎区の役員会での議会報告、活動報告「織錦在郷」の発行。
- ◎※定量化には基準が必要。
- ◎大学院での学び

以上

○朝来市附属機関等の設置及び運営に関する指針

平成30年7月5日 訓令第53号

改正 令和2年10月29日訓令第34号

(趣旨)

第1条 この訓令は、市長その他の執行機関が設置する附属機関及び懇談会等(以下「附属機関等」という。)について、市民の参画及び協働による市政運営を推進するとともに、その透明性及び公正性の確保並びに運営の合理化を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 附属機関 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に 基づき、調停、審査、審議、諮問又は調査等を行うため、法律又は条例(以下 「法令等」という。)により設置する機関をいう。
 - (2) 懇談会等 行政運営上必要な意見等を市民、学識経験者等から求めるため、 法令等の規定に基づかず、要綱等により設置する会議又は会合等附属機関に準ず る機関であって組織としての意思決定を伴わないものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 市の職員(関係行政機関等の職員を含む。)のみで構成するもの
 - イ 関係機関等との連絡調整を図ることを主たる目的とするもの

(附属機関の設置)

- 第3条 附属機関の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 調停、審査、審議、諮問又は調査を目的とする機関の設置であって、行政の 簡素化及び効率化並びに行政責任の明確化の見地から必要性があるものに限ること。
 - (2) 既存の附属機関と設置目的又は所掌事務が類似しないこと。
 - (3) 専門的又は技術的な判断を広く求めるためには、パブリックコメントその他の行政手段を実施するだけでは不十分であること。
 - (4) 担当事項が臨時的であるときは、設置の期間を明示すること。
- 2 課等の長は、附属機関を設置しようとするときは、事前に総務課長と協議しなければならない。

(附属機関の委員の選任)

- 第4条 附属機関の委員の選任に当たっては、法令等に定めがある場合を除き、透明性及び公正性を確保するため、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 幅広い分野、年齢層からの選任に努めること。
 - (2) 女性委員の登用は、朝来市男女共同参画プランに定める数値目標の達成に努めること。
 - (3) 委員の一部を公募により選任するよう努めること。
 - (4) 委員の定数は、原則として20人以内とすること。
 - (5) 一つの附属機関における委員の在任期間は、原則として10年以内とすること。
 - (6) 同時に委員を兼ねることができる附属機関の数は、4以内とすること。
- 2 前項第3号に規定する公募委員を選任しようとするときは、選任の30日前までに、附属機関の名称、設置目的、所掌事務等必要事項を公表するものとする。
- 3 前項の規定により公募委員に応募した者が次の各号のいずれかに該当するとき は、公募委員として選任しないことができる。
 - (1) 現に市の附属機関において公募委員である者
 - (2) 第1項第5号又は第6号に該当することとなる者
 - (3) 前2号に定めるもののほか、選任しないことについて合理的な理由があるとき。
- 4 課等の長は、附属機関を新たに設置したとき、又は附属機関の委員を変更したときは、当該附属機関の委員の名簿を総務課長に提出するものとする。

(附属機関の見直し)

- 第5条 附属機関の庶務を所管する課等の長(以下「所管課長」という。)は、法 令により設置が義務付けられている場合を除き、定期的にその内容について見直 しを行い、当該附属機関が次のいずれかに該当する場合は、廃止又は統合等必要 な措置を講ずるものとする。
 - (1) 設置の目的が達成され、又は達成が困難であると認められるとき。
 - (2) 社会経済情勢等の変化により設置の必要性が低下していると認められるとき。
 - (3) 他の行政手段により代替することが可能であるとき。
 - (4) 長期間開催されておらず、又は活動が著しく低調であると認められるとき。
 - (5) 他の附属機関と設置目的又は担当する事項が類似又は重複しているとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、見直しを行うことが適当と認められるとき。 (懇談会等の設置及び運営等)
- 第6条 懇談会等の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 懇談会等の名称は、調停、審査、審議、諮問又は調査の用語を用いないこと。
- (2) 要綱等には、設置目的、意見を求める事項、委員の数、期間等を明示すること。
- (3) 運営に際しては、合議体としての意思決定となる手続(定足数及び採決等) を用いないこと。
- (4) 懇談会等の委員から徴した意見等の結果には、報告、建議、答申等の用語を用いないこと。
- (5) 委員については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2 号に規定する特別職地方公務員と区分するため、委嘱状の交付を行わず、文書に より依頼すること。

(会議の運営)

- 第7条 附属機関等の会議は、原則的に公開するものとし、その決定は、附属機関 にあっては附属機関の長が当該附属機関に諮って行い、懇談会等にあっては市長 が行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる会議は、公開しない。
 - (1) 朝来市情報公開条例(平成17年朝来市条例第9号。以下「条例」という。) 第7条各号に掲げる情報を含む事項について審議等を行う会議
 - (2) 審査請求又は苦情等に関する会議で、当該申立人が公開を希望しない会議
 - (3) 審議等が妨害され、又は圧力等により率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると附属機関等の長が認める会議
- 3 附属機関等の運営に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 会議の開催は、必要最小限にとどめ、効果的かつ効率的に行うこと。
 - (2) 会議資料は、原則として会議の開催日前に配布すること。
 - (3) 会議は、原則として会議室等に集合して行うこと。ただし、附属機関の長が特に必要があると認めるときは、委員に書面を送付し審議する方法又は朝来市附属機関等のオンライン会議実施運営要領(令和2年朝来市訓令第33号)に定めるところにより行うことができる。

(会議の傍聴)

- 第8条 会議(前条第2項の規定により非公開とする会議を除く。)の公開は、附属機関にあっては附属機関の長が、懇談会等にあっては市長が指定する場所において、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることによって行う。
- 2 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - (1) 銃器その他危険なものを持っている者

- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は会議の秩序維持を困難にさせると認められる者
- 3 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 会議における言論に対し、批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 示威的行為をしないこと。
 - (3) 私語、飲食又は喫煙をしないこと。
 - (4) みだりに離席し、又は不体裁な行為をしないこと。
 - (5) 写真撮影、録画、録音をしないこと。ただし、特に附属機関等の長の許可を 得たときは、この限りでない。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議を妨害するよう な行為をしないこと。
- 4 附属機関等の長は、傍聴者に対し、会議次第及び会議資料(条例第7条各号に 該当するものを除く。)を配布するものとする。ただし、その枚数が大量である ものその他相当の理由があると認められるものについては、この限りでない。
- 5 傍聴人の定員は、当該附属機関等が定める。
- 6 前項の規定にかかわらず、報道機関による傍聴については、別に記者席を設けることができる。

(開催の事前公表)

- 第9条 附属機関等の会議を開くときは、その概要を別記様式に記載し、公開する ものにあっては当該会議の開催日の7日前までに所管課において公表しなければ ならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 2 前項の様式は、会議の開催日までに総務課長に提出するものとする。 (会議録の作成等)
- 第10条 所管課長は、会議の終了後、速やかに会議録を作成するものとする。
- 2 前項の会議録のうち公開する会議に係るものは、当該会議録の写しを閲覧に供 することができる。

(実施状況の公表)

第11条 市長は、附属機関等の会議の公開の実施状況を取りまとめ、毎年度、これ を公表するものとする。

(委任)

第12条 この訓令の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年7月5日から施行する。

(経過措置)

2 第4条及び第6条の規定は、それぞれこの訓令の施行の日以後に選任される附 属機関の委員及び設置される懇談会等について適用する。

附 則(令和2年訓令第34号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年10月29日から施行する。

(朝来市附属機関等の会議の公開に関する規程の廃止)

2 朝来市附属機関等の会議の公開に関する規程(平成28年朝来市訓令第4号) は、廃止する。

(朝来市会議録作成要領の一部改正)

4 朝来市会議録作成要領(平成18年朝来市訓令第28号。以下「指針」という。) の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別記様式 (第9条関係)

附属機関等の会議の公開

113 the 8 lower out of the most large	C-2-1(1)	
会議の名称		
開催日時及び会場	年月日():	
議題		
定員		
公開等の区分	口公開 口非公開 口部分公開	
傍聴の手続		
所管課		

○朝来市会議録作成要領

平成18年8月31日 訓令第28号 改正 令和2年9月4日訓令第30号 令和2年10月29日訓令第34号

(目的)

第1条 この訓令は、朝来市附属機関等の設置及び運営に関する指針(平成30年朝来 市訓令第53号)第10条の規定に基づき、朝来市における会議録の作成を要する会議 において、当該会議録作成の標準的な作成要領を定めるものとする。

(会議録作成の対象とする会議)

- 第2条 会議録の対象とする会議は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 法律又は市の条例により設置した附属機関の会議
 - (2) 附属機関に準ずる機関における次の各号のいずれかの内容を目的とした会議。 ただし、その内容が、連絡調整等軽易であるもの及び当該機関が主催しないもの を除く。
 - ア 市の施策等の決定に関する協議・提言・研究等に係るもの
 - イ 市が遂行する業務に関する利害の調整等に係るもの

(会議録の記載事項等)

- 第3条 会議録は、原則として次に掲げる事項を記載し、会議終了後速やかに調製するものとする。
 - (1) 会議の名称
 - (2) 開催日時
 - (3) 開催場所(指針第7条第3項第3号ただし書による開催のときは、その旨)
 - (4) 議長(委員長又は会長)の氏名
 - (5) 出席委員の氏名
 - (6) 欠席委員の氏名
 - (7) 事務局職員の職氏名
 - (8) 会議の議題
 - (9) 会議の経過及び結果
 - (10) 会議資料
 - (11) 議長(委員長又は会長)及びあらかじめ定めた者の署名及び署名年月日
 - (12) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(会議録の記載方法)

第4条 会議録の記載は、特に詳細な記録が必要な場合を除き、要点筆記とする。

- 2 会議の経過及び結果は、発言内容、決定事項及び確認事項等を簡潔かつ的確な表現で記載するものとする。
- 3 発言者の表記は、「議長(委員長又は会長)」、「○○委員」、「事務局」等と する。

(適用除外)

第5条 この訓令に基づき会議録の作成を要する会議で、当該会議の会議録の作成が 法令又は条例等に定めがある場合においては、この訓令は、適用しない。

附則

この訓令は、平成18年8月31日から施行する。 附 則(令和2年訓令第30号)

この訓令は、令和2年9月4日から施行する。 附 則(令和2年訓令第34号)抄 (施行期日)

1 この訓令は、令和2年10月29日から施行する。